

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇選管告示

鳥取県知事選挙の実施

鳥取県知事選挙における選挙長等の選任

鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画

鳥取県知事選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行う日時等

鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

鳥取県知事選挙における選挙会の場所等

鳥取県知事選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

◇選挙長告示

鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和五十三年三月十九日に行うので、同法第五条第五項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 選挙長 倉吉市天神町七〇〇番地二 進木 進

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治下狹間八六一番地一 細野光弘

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取

市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成による。

二 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

月 日	曜日	時 間	市開催	会 場
二月二十七日	月	午後一時三十分	鳥取市	鳥取県農協会館大会議室
二月二十八日	火	〃	岩美町	岩美町中央公民館講堂
三月 一日	水	〃	郡家町	郡家町中央公民館大集会室
三月 二日	木	午後七時三十分	若桜町	若桜町山村開発センター集会室
三月 三日	金	〃	智頭町	智頭町総合センター大集会室

三月 四日	土	午後一時三十分	気高町	気高町民体育館
三月 五日	日	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市民会館大ホール
三月 六日	月	午後一時三十分	東郷町	東郷町立桜小学校体育館
三月 七日	火	午後七時三十分	倉吉市	倉吉福祉会館ホール
三月 八日	水	午後七時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター 町民大集会室
三月 九日	木	午後七時三十分	東伯町	東伯町中央公民館大会議室
三月 十日	金	午後一時三十分	名和町	名和町老人福祉センター集会室
三月 十一日	土	午後七時三十分	米子市	米子市公会堂大ホール
三月 十二日	日	〃	西伯町	西伯町中央公民館大集会室
三月 十三日	月	午後七時三十分	日野町	日野町中央公民館大集会場
三月 十三日	月	午後七時三十分	日野町	日野町山村 開発センター大集会室
三月 十三日	月	午後七時三十分	米子市	米子市立明道小学校体育館
三月 十三日	月	午後七時三十分	境港市	境港市民会館ホール

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間
候補者の数 四人以内
演説の時間 四十分以内

四 立会演説会における演説の順序を決める期間の区分
昭和五十三年二月二十七日から同年三月五日まで及び昭和五十三年三月六日から同年三月十三日までの二期間

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における立会演説会において公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十六条の二第二項に規定する各候補者の所属の班及び期間を二に分けた各期間の最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第二十二条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表
折目

昭和五十三年執行 鳥取県知事選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------------------	---------------------

一日時 昭和五十三年二月二十三日 午後五時十分
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表

昭和五十三年執行 鳥取県知事選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-----------------------	---------------------

裏
折目

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>○ 注意 ちゅうい</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしやしめい、らんない、ひとりか</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしやしめい、ものしめい、か</p>
---------------------------	---

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

裏

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

一日時 昭和五十三年二月二十四日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和五十三年二月二十五日 午後五時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 二 日時 昭和五十三年三月二十二日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、九百七十八万三千百円である

ので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選 挙 長 告 示

鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和五十三年三月十九日執行の鳥取県知事選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十三年二月二十二日

鳥取県知事選挙選挙長 進 木 進

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十三年三月十六日 午後五時十分